

# 焼津市生活応援商品券

# 参加事業者募集

## ●対象店舗●

焼津市内に事業所を置く小売・飲食店・サービス・  
その他の店舗型商業者

## ●登録期間●

第一次締め切り

令和8年2月17日火～令和8年2月28日土

※令和8年10月31日まで追加登録を継続

## ●登録申込方法●

申込はこちらから▶▶▶

原則、専用申込フォームから申込ください



## 「焼津市生活応援商品券」概要

### ●商品券利用期間●

令和8年12月31日木まで

市民1人あたり



1,000円券×5枚



高齢者(75歳以上)又は  
低所得者1人あたり

(19歳以上75歳未満の令和7年度住民税非課税者)

1,000円券×2枚

商品券取り扱い  
問い合わせ

「焼津市生活応援商品券」事務局  
TEL.050-5369-6273

# 焼津市生活応援商品券 参加店舗募集概要

## ○参加店舗

- ・市内に所在する店舗

※複数店舗を経営している場合、店舗ごとに参加申込を行ってください。  
※移動販売(キッチンカーなど)のみは対象外です。

## ○商品券の対象とならないもの

- ①土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関する支払
- ②公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等)
- ③国税、地方税等の公租公課
- ④有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- ⑤プレミアム分が加算されている回数券
- ⑥月謝、会費、サブスクなどの支払
- ⑦現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
- ⑧事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払
- ⑨たばこ(電子たばこを含む)
- ⑩保険診療
- ⑪風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑫特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑬その他、市が不適当と認めるもの

## ○商品券利用額の振込

実施期間中、令和8年4月より随時

## ○手数料

参加店舗の登録手数料、振込手数料はともに無料です。

## ○募集期間

**令和8年2月17日火～令和8年2月28日土**

第一次締め切り

※令和8年2月28日迄に申請された店舗は、商品券の発送時にお送りする店舗一覧に掲載いたします。

※令和8年10月31日まで追加登録を継続

## ○誓約事項

- 1.商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の取扱いを行いません。
- 2.商品券を利用できない商品等に対しては、商品券の取扱いを受け付けません。
- 3.商品券の偽造・悪用・濫用をいたしません。
- 4.商品券の利用可能期間内は参加店舗として事業に参加します。
- 5.商品券利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。
- 6.商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 7.参加申込時に提供いただいた店舗名などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。
- 8.商品券の取扱いに関し、市から改善要請等があった場合は、それに従います。
- 9.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行う店舗ではありません。
- 10.代表者及び従業員が静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県条例第25号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。

## ○申込方法

原則、専用申込フォームから申し込みください。



専用申込フォーム

<https://2e44c819.form.kintoneapp.com/public/r8-yaizu-original-coupon>

## ○問い合わせ先

「焼津市生活応援商品券」事務局

**TEL.050-5369-6273**

時間:平日 9:00～17:00

期間:令和8年2月17日～令和9年1月29日

※年末年始(12/29～1/3)は除く